



7月4日(日)は東京都議会議員選挙です



投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

7月4日に行われる東京都議会議員選挙は、都の未来を決める大切な選挙です。選挙は、新型コロナウイルスについての感染拡大防止対策に取り組んだ上で実施します。皆さんも、ご自身の予防対策をした上で、投票をお願いします。

—— 問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。



投票所の主な感染症対策

- ☑ 投票所にアルコール消毒液を設置
- ☑ 投票管理者・投票立会人、投票所従事者はマスクを着用
- ☑ 投票所の定期的な換気を実施
- ☑ 記載台・鉛筆などを定期的に消毒

有権者の皆さんへ

- 鉛筆(シャープペンシル)を持参し記入することができます。
※インクがにじむ可能性があるため、ボールペンは推奨しません。
- 咳エチケット、来場前後の手洗い・消毒にご協力ください。
- 周りの方との距離を保つようお願いします。

熱中症を予防するために

「涼み処」として 区立施設をご利用ください

区では、お出掛けの際に暑さでの体力消耗を防ぐため気軽に立ち寄り、涼むことができる「涼み処」として、9月30日まで以下の区立施設を開放しています。どなたでもご利用いただけますので、熱中症の予防対策としてお立ち寄りください。

場区役所本庁舎、地域区民センター、集会所、運動施設(体育館、運動場)、図書館、ゆうゆう館、杉並保健所・保健センターほか 図危機管理対策課 図詳細は、区ホームページをご覧ください

ダイオキシン類調査結果

2年度に実施した調査結果は、大気・河川とも環境基準値内の濃度であったことをご報告します。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。

—— 問い合わせは、環境課公害対策係へ。



ダイオキシン類の発生に気を付けましょう

- 「杉並区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例」により、簡易焼却炉での焼却や野焼きなどは原則禁止されています。
- 家庭用簡易焼却炉を無料で回収しています。回収希望の方は、お問い合わせください。なお、固定されているものや人力で運べないものは対象外です。
- 煙や臭いの苦情が寄せられています。落ち葉のたき火は控えましょう。

ご協力をお願いします

献血会のお知らせ



コロナ禍の影響もあり、献血が減っています。ご協力をお願いします。
200ml献血は16～64歳、400ml献血は18～64歳(男性は17歳から)の方が対象です。60歳を過ぎて献血の経験がある方は、69歳まで献血できます。
図7月8日(休)▶受付時間=午前10時～正午・午後1時30分～4時 図区役所1階ロビー 図杉並保健所健康推進課管理係☎3391-1355

清掃現場からのお知らせ



ごみ・資源収集の現場では、熱中症予防のため、人と十分な距離が確保できる場合には、収集職員がマスクを着用せずに作業を行うことがあります。ご理解のほどよろしくお願いします。

図ごみ減量対策課、杉並清掃事務所☎3392-7281

あなたのまわりの虫対策



夏はさまざまな虫が発生し、不快な思いや直接被害に遭う機会が多くなります。この時期、特に相談の多い虫の対処方法を区ホームページ(下2次元コード)で紹介しています。

また、民有地にスズメバチが巣を作った場合は、所有者または管理者の方から環境課「有害鳥獣等相談110番」☎5307-0665(月～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日を除く))へご相談ください。
図環境課生活環境担当



7月の各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	図月・金曜日、午後1時～4時(23日を除く) 場区役所1階ロビー	図東京土建杉並支部☎3313-1445、区住宅課
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	図7月20日(火)・8月3日(火)午後1時～4時 場区役所1階ロビー 他図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	図東京都建築士事務所協会杉並支部☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
マンション管理無料相談	図7月8日(木)午後1時30分～4時30分 場区役所1階ロビー 対区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 定3組(申込順)	申杉並マンション管理士会HP http://suginami-mankan.org/ から申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局☎3393-3652へファクス 図同会事務局☎3393-3680、区住宅課空家対策係
書類と手続き・社会保険に関する相談会★	図7月9日(金)午後1時～4時 場区役所1階ロビー 他関係資料がある場合は持参	図東京都行政書士会杉並支部☎0120-567-537、東京都社会保険労務士会中野杉並支部☎6908-8046、区政相談課
行政相談★	図7月9日(金)午後1時～4時 場区政相談課(区役所東棟1階) 図国の仕事等(年金・福祉・道路など)の苦情・相談	図区政相談課
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	図7月14日(水)午後1時～4時 場区役所1階ロビー 他図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	図区市街地整備課耐震改修担当
専門家による空家等総合無料相談	図7月15日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 場土木管理課相談室(区役所西棟5階) 対空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) 定各1組(申込順) 他1組45分	申電話または直接、住宅課空家対策係(区役所西棟5階)。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、7月13日(必着)までに同係☎5307-0689へ郵送・ファクス 図同係
不動産に関する無料相談	図7月15日(木)午後1時30分～4時30分 場区役所1階ロビー	申電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並支部☎3311-4937(午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)) 図同支部、区住宅課
弁護士による土曜法律相談	図7月17日(土)午後1時～4時 場相談室(区役所西棟2階) 定12名(申込順) 他1人30分	申電話で、7月12日～16日に専門相談予約専用☎5307-0617(午前8時30分～午後5時)。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)で予約 図同課

※★は当日、直接会場へ。

凡例 図日時 場場所 内内容 師講師 対対象 定定員 費参加費(記載のないものは無料) 申申し込み(記載のないものは直接会場へ)
図問い合わせ 他その他 ☒Eメールアドレス HPホームページアドレス

後期高齢者医療制度のお知らせ

—— 問い合わせは、国保年金課高齢者医療係 ☎5307-0651へ。

後期高齢者医療被保険者証を送付します（自己負担割合が変更になる方のみ）

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証（以下、保険証）の有効期限は、4年7月31日です。

被保険者や世帯の所得金額の変化により、医療機関などの窓口支払いの自己負担割合（1割または3割）が8月1日から変更になった方にのみ、新しい保険証を7月中旬に簡易書留で送付します。

新しい保険証を受け取った場合、負担割合変更前の保険証は8月以降に区民事務所または国保年金課高齢者医療係（区役所東棟2階）に返却するか、同封の返信用封筒で同係宛てに送付してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証／限度額適用認定証について

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証（以下、認定証）をお持ちの方で、引き続き交付基準に当てはまる方には8月1日からお使いいただける認定証を保険証とは別に7月20日に普通郵便で発送します。有効期限が切れた認定証は破棄または返却してください。

現在認定証をお持ちでない方で交付基準（次の①または②）に当てはまる方は、申請すると認定証が交付されます。

- ①自己負担割合1割の方で、世帯全員が住民税非課税
- ②自己負担割合3割の方で、同世帯の後期高齢者医療被保険者全員が3年度住民税課税所得がいずれも690万円未満

認定証と保険証と一緒に医療機関に提示すると、支払いの一部負担金は月当たりの限度額までとなります。自己負担割合が1割の方は、入院時の食事代も減額されます。

後期高齢者医療保険料の通知を7月中旬に送付します

保険料決定通知書には、年間保険料額とその根拠が、納入通知書には納入方法が記載されています。納付書が同封されている場合は、納付書に記載されている納付場所で、期限までに納めてください。同封されていない場合は、年金からの引き落とし、または口座振替となります。

◇均等割額の軽減について

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

国が特例として実施してきた、総所得金額等の合計額が43万円+（公的年金または給与所得者の合計-1）×10万円以下の方の軽減は、介護保険料軽減の拡充等と併せて見直されました。

確定申告期限延長による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が1カ月延長されましたが、当該延長期間内に確定申告を行った方がいる世帯は、今回送付した認定証の適用区分が暫定となる場合があります。

今後、3年度住民税課税所得等が決定し適用区分に変更があった場合は、認定証の差し替え、または返却のお知らせをします。適用区分変更前の認定証を使用された場合、高額療養費の差額分の納付や支給の手続きが必要となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響による事業の休廃止、失業等で3年中の収入が一定以上減少することが見込まれる場合に、保険料が減免となる制度があります。

◇減免対象世帯の要件

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（※）が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の3年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下、事業収入等）の減少が見込まれ、次の条件の全てに該当する世帯
 - ・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が2年中の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ・2年中の合計所得金額が1000万円以下であること
 - ・減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の2年中の所得の合計額が400万円以下であること

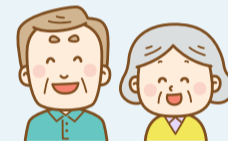
※主たる生計維持者とは、住民票上の世帯主を指します（世帯主が後期高齢者医療制度に該当していない場合は対象外）。

◇減免対象となる保険料

3年度の保険料で、4月1日～4年3月31日に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）があるもの

◇申請方法

申込書（東京いきいきネット東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.tokyo-ikiiki.net/easynavi/fee/1001541.html> から取り出せます）を、国保年金課高齢者医療係へ郵送



70～74歳で国民健康保険加入の方へ

高齢受給者証を送付します

現在ご使用の「東京都国民健康保険高齢受給者証」（以下「高齢受給者証」）の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する高齢受給者証を、7月中に簡易書留で世帯主宛てに送付します。大きさがカードサイズになり、色は白です。

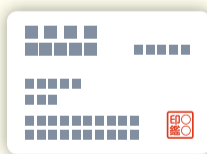
有効期限が3年7月31日の高齢受給者証は、有効期限が過ぎてから、国保年金課国保資格係（区役所東棟2階）、区民事務所に返却または、ご自身で破棄してください。

—— 問い合わせは、国保年金課国保資格係へ。

負担割合の判定基準

8月～4年7月の期間の負担割合は、2年中の所得状況で判定します。判定の対象者は同一世帯の70～74歳の国民健康保険加入者です。

カードサイズに
変わります



2割負担

対象者それぞれの住民税課税所得金額が145万円未満または対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円以下

3割負担

対象者のうち、1人でも住民税課税所得金額が145万円以上かつ対象者全員の旧ただし書き所得の合計が210万円を超える

※3割負担の場合でも、2年中の収入の合計が下表の基準に該当する場合は、申請により2割負担になります。

〈3割負担の方が申請により2割負担になる基準表〉

対象者	基準額
1人の世帯	●収入が383万円未満 ●収入が383万円以上、かつ同一世帯の後期高齢者医療制度への移行者との収入の合計が520万円未満
2人以上の世帯	収入の合計が520万円未満

確定申告および特別区民税・都民税の申告期限が延長されたことに伴い、申告した内容が負担割合の判定に反映されていない場合があります。申告した内容が判明し、負担割合が変更になる場合は、高齢受給者証を改めて送付します。

ひとり親世帯以外の子育て世帯の方へ

子育て世帯生活支援特別給付金を対象となる方へ支給します

—— 問い合わせは、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係へ。

支給額

児童1人当たり5万円

対象者

児童（平成15年4月2日以降生まれ〈定められた程度の障害を有する場合は平成13年4月2日以降生まれ〉）を養育していて、以下のいずれかに該当する方

- ①区から4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給していて、3年度分特別区民税および都民税（以下、住民税）が非課税の方
- ②3年度分の住民税が非課税の方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、1月以降の収入が住民税非課税の基準相当となる見込みの方

支給方法等

●対象者①

申請の必要はありません。住民税が非課税であることが確認でき次第、順次、お知らせを送付します。その後、児童手当（または特別児童扶養手当）を受給している口座に振り込みます。

●対象者②③

申請が必要です。申請方法の詳細が決まり次第、広報すぎなみや区ホームページでお知らせします。

その他

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）や他自治体で本給付金を受給された方は、今回の給付は対象外となります。

配偶者からの暴力等を理由に避難されている方や離婚（協議中を含む）により配偶者と別居されている方で、区から児童手当等を受けていない方は、ご自身が給付金を受け取れる可能性がありますので、早めにご相談ください。

お問い合わせは、厚生労働省コールセンター ☎0120-811-166（月～金曜日午前9時～午後6時〈祝日を除く〉）もご利用ください。

2年度情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

—— 問い合わせは、情報政策課情報公開係へ。

情報公開制度

区では、昭和61年に「杉並区情報公開条例」を制定し、区民の皆さんに、区が管理する情報の公開を求める権利を保障するとともに、区の説明責任を明らかにしています。

◇情報公開請求（運用状況は表1・2）

個人に関する情報や、法令により公開できないと定められている情報などを除き原則公開します。どなたでも区が管理する情報の公開（閲覧・写しの交付など）を窓口・郵送・ファクス・電子申請で請求することができます。

個人情報保護制度

区では、昭和61年に「杉並区個人情報保護条例」を制定し、区民の皆さんの個人情報の保護に努め、適正に取り扱うため、管理や利用について次のようなルールを定めるとともに、区が管理する自己情報の開示等を求める、区民の皆さんの権利を保障しています。

◇個人情報の適正な収集・管理等（運用状況は表3）

- 本人からの収集を原則とし、適法、公正な方法により必要な範囲で個人情報を収集します。
- 個人情報を適正に管理するため、漏えい防止などの必要な措置を取ります。
- 本人の同意がある場合のほか、法令に定めがある場合や緊急かつやむを得ない場合などを除き、収集した個人情報の目的外利用や外部提供をすることはありません。

◇自己情報の開示等請求（運用状況は表4・5）

どなたでも自分の個人情報が記載された、区が管理する文書などの開示（閲覧・写しの交付など）を請求することができます。また、個人情報に事実の誤りがあるときや、条例に違反して収集、利用または提供されているときは、その情報の訂正・消去・利用中止の請求ができます。

請求は窓口で受け付けます（本人確認資料が必要）。

〈表1 請求情報内容別の請求状況〉

請求情報内容の区分	件数
委託・契約に関するもの	85
組織・職員に関するもの	385
土木・建築に関するもの	29
環境・衛生に関するもの	12
会議資料に関するもの	9
学校・教育に関するもの	7
意見・要望に関するもの	6
その他	76
合計	609

〈表2 情報公開請求の可否決定状況〉

可否決定の区分	件数
公開	36
一部公開	408
非公開（不存在）	95
非公開（不存在以外）	2
不適用	0
存否応答拒否（※）	6
却下	1
取り下げ	25
翌年度へ繰り越し	36
合計	609

※公開請求に関する情報の存否を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになるときは、その存否を明らかにせず、請求を拒否すること。

〈表3 個人情報の登録業務等の件数〉

内容	件数
業務登録	1264
外部委託	744
目的外利用	1388
外部提供	701
外部結合	135

〈表4 自己情報開示等の請求状況〉

請求区分	件数
開示（閲覧・写しの交付）	57
訂正	0
消去	0
目的外利用・外部提供の中止	0
合計	57

〈表5 自己情報開示等の可否決定状況〉

可否決定の区分	件数
開示	7
一部開示	39
非開示（不存在）	5
非開示（不存在以外）	0
存否応答拒否	0
却下	2
取り下げ	2
翌年度へ繰り越し	2
合計	57

杉並を変える 暮らしを変える

3年度杉並区NPO活動資金助成事業が決まりました

区内では、子育て支援、障害者・高齢者への福祉サービス、まちづくり、社会教育、環境保全などの、さまざまな地域貢献活動がNPO団体の手で行われています。3年度の助成事業が決まりましたので、お知らせします。

—— 問い合わせは、地域課協働推進係 ☎3312-2381へ。



	助成事業名	団体名	助成額
スタートアップ事業	地域学習推進事業（プロによる中学生の排球指導）	NPO法人すぎなみ子どもサポート HP https://www.sugi-chiiki.com/kodomosupport/	22万4000円
	みんなの食堂ルンルンとルンルン学習室（無料）	NPO法人DANKAIプロジェクト HP https://www.sugi-chiiki.com/npo-dankai/	29万円
	レッツボウサイプロジェクト防災食堂&防災ウォーク	NPO法人防災コミュニティネットワーク HP https://bosaicn.net/	38万9000円
ステップアップ事業	杉並区内映画館での上映会	NPO法人COSMO FEST HP http://cosmofest.org/	11万5000円
	わが街アートカードで健康長寿	NPO法人竹箒の会 HP http://www.takebouki.net/	18万円
	誰一人取り残さない学校教育を考える杉並アクション	NPO法人てんぐるま HP https://www.tenguruma.org/	15万円
	こえん 口演童話の普及と講師養成	NPO法人むさしの児童文化協会 HP https://musashino-jidoubunka.jimdofree.com/	15万2000円

杉並区NPO支援基金への寄附のお願い

「自分のお金を社会に役立てたい」「地域に貢献したい」、その思いを「杉並区NPO支援基金」にお寄せいただけませんか。皆さんからの寄附が助成金となってNPOの活動を支えます。ご協力をお願いします。



寄附の方法

- 郵便局から=杉並区NPO支援基金リーフレット（区役所、区民事務所、地域区民センター、すぎなみ協働プラザなどで配布）の払込取扱票で振り込み
- 金融機関から=電話で、地域課協働推進係。納付書をお送りします
- 区役所窓口=直接、同係（成田東4-36-13区役所分庁舎2階）
- その他=ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」の「杉並区」ページから（右上2次元コード）



ありがとうございました～2年度の寄附実績 件数=40件 総額=70万2839円

広告

お見合い結婚しませんか

お世話してお陰様で28年目になりました
日高 晶元 ひだかあきもと がサポートします

全国仲人連合会 ☎ 03-5386-3161
新宿区高田馬場 4-1-6-401 木曜休



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

このまちで、「ライフワーク」を見つける。

すぎなみ地域大学

8～9月開講講座の新規受講生を募集します

—— 問い合わせは、地域課すぎなみ地域大学担当 ☎3312-2381へ。



〈開講講座一覧〉

講座名	日時・場所・対象・定員(抽選)・費用	申込締め切り日(必着)
地域活動基礎コース		
まちとつながる!まちあわせカフェ	☎9月21日(火)・27日(月)、10月5日(火)、午後2時～4時(計3回) 場 区役所分庁舎(成田東4-36-13) 定12名	8月26日
わたしのライフワーク発見ゼミ	☎9月25日(土)午後2時～4時30分 場 阿佐谷地域区民センター(阿佐谷南1-47-17) 定45名	
地域活動実践コース		
地域防災コーディネーター養成講座	☎8月21日(土)・28日(土)、9月4日(土)・18日(土)、午前10時～午後4時(計4回) 場 区役所分庁舎ほか 定18名 費4000円	7月27日
救急協力員講座	☎①8月30日(月)午後2時～5時15分②9月12日(日)午前9時30分～午後0時45分 場①区役所分庁舎②杉並保健所(荻窪5-20-1) 対区内在住・在勤・在学で、救命技能認定証を持っていない16歳以上の方 定各12名 費各500円	①8月5日 ②8月19日
介護予防地域スタッフ養成講座	☎9月3日～24日、10月22日の金曜日、午後2時～4時30分(計6回〈実習含む〉) 場 区役所分庁舎ほか 定18名 費3000円 他9月25日～10月21日に実習あり	8月4日

※☎の記載がないものは、区内在住・在勤・在学の方。

すぎなみ地域大学への申し込み方法等

☎はがき・ファクス・Eメール(12面記入例)に受講動機と修了後の活動目標、在勤・在学の場合は勤務先・学校名も書いて、地域課すぎなみ地域大学担当(〒166-0015成田東4-36-13 ☎3312-2387 ✉tiikidaigaku-t@city.suginami.lg.jp)。またはすぎなみ地域大学ホームページ(右2次元コード)から申し込み 他詳細は、すぎなみ地域大学ホームページ、募集案内(駅の広報スタンド、区役所、区民事務所、図書館等で配布)参照



妊活の新しいカタチを体験してみませんか

杉並区妊活LINEサポート事業が始まります

妊活コンシェルジュサービスのファミワンが、不妊症看護認定看護師や臨床心理士など専門家によるアドバイスをお届けします。時間を選ばず、匿名で相談できますのでお気軽にご利用ください。

—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課健康推進係 ☎3391-1355へ。



利用手順

- ① LINEの「友だち追加」から、ID検索(@famione)または右2次元コードで「ファミワンプラス」を友だち追加
- ② クーポンコード「sgnm杉並区000」を入力(000には住所や勤務先の町名を入力)
- ③ 「妊活チェックシート」を入力して送信
- ④ 妊活チェックシートに基づいた「初回アドバイス」が届く
- ⑤ 相談内容を書いて送信
- ⑥ 以後の相談のやり取りの往復を、1回とカウントする



●対象者

区内在住・在勤・在学の方

●登録期間

7月1日～4年1月31日
(相談利用は、4年2月28日まで)

●費用

3回まで無料。4回目以降は有料

すぎなみフェスタ2021 協賛、テント出展・出店者等を募集します

—— 問い合わせは、すぎなみフェスタ実行委員会事務局(文化・交流課すぎなみフェスタ担当内)へ。

すぎなみフェスタ概要

☎11月6日(土)・7日(日)午前10時～午後2時30分(6日は午後3時まで) 場 桃井原っぱ公園(桃井3-8-1)、桃井第一小学校体育館(桃井2-6-1)、杉並会館(上荻3-29-5) 対交流自治体等の物産展、フードエリア、体験イベントほか

◆協賛

種類 ホームページ広告、ステージ広告、会場広告

☎申込書(すぎなみフェスタホームページから取り出せます)を、8月31日(必着)までにすぎなみフェスタ実行委員会協賛窓口事務局(文化・交流課すぎなみフェスタ担当内 ☎5307-0683 ✉sugifef.kyosan@gmail.com)へ郵送・ファクス・Eメール

◆テント出展・出店者

費用 2日間利用(1日利用) = 大張り = 4万5000円(2万8000円) ▶ 中張り = 3万円(1万8000円)

資格 区内に本店、事業所または活動場所がある団体等

☎申込書(文化・交流課〈区役所西棟7階〉、地域区民センターで配布。すぎなみフェスタホームページからも取り出せます)を、7月30日(必着)までにすぎなみフェスタ実行委員会事務局(文化・交流課すぎなみフェスタ担当内 ☎5307-0683)へ郵送・ファクス

◆ステージ出演者

☎出演時間 = 30分(入退場、準備等を含む) 対区内在住の方、区内事業者・団体 定1～2組(抽選) ☎申込書(すぎなみフェスタホームページから取り出せます)を、7月30日(必着)までにすぎなみフェスタ実行委員会事務局(文化・交流課すぎなみフェスタ担当内 ☎5307-0683)へ郵送・ファクス